

方針声明書

株式会社ニッポーは、ILO(国際労働機関)の定める中核的労働基準の遵守にあたり、基準が定める社会、健康、および安全の要求事項への適合・実施を確実にするため、下記を実施する。

1. 当社は全ての事業所において、いかなる児童労働、強制労働を行わない。
2. 当社は従業員の*結社の自由及び団体交渉の権利を尊重する。
※誰でも団体（結社）を結成出来るとする権利のこと。
3. 採用、昇進、労働の割り当て、解雇等、就業に関するあらゆる平等性を遵守する。

以上

2022年2月18日

株式会社ニッポー